

東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市男女共同参画基本計画に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップに係る宣誓の制度を設けることにより、市民や事業者に理解を広げ、性的マイノリティに該当する者をはじめ様々な事情により婚姻制度を利用することができない者の生きづらさの軽減を図り、もってお互いの人権を尊重しながら共生し、多様性が受け入れられる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 自己の性別について戸籍上の性別と異なる認識をしている者又は恋愛感情若しくは性的関心の対象となる性別が異性のみでない者の総称をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子をはじめとした近親者（三親等内の者をいう。以下同じ。）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であると約束した関係をいう。
- (4) 宣誓 2人の者が市長に対してパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを誓うことをいう。
- (5) 申告 市内への転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「締結地方公共団体」という。）において、第4条第1項の規定による宣誓に類する行為をし、第6条第1項に規定する宣誓証明書等に類する書類（以下「宣誓証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを申し出ることをいう。

(宣誓又は申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、パートナーシップの関係にある2人

の者（以下「パートナーシップ関係者」という。）で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該パートナーシップ関係者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 当該パートナーシップ関係者の双方が本市に住所を有していること又は当該パートナーシップ関係者の一方が本市に住所を有し、他方が3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 当該パートナーシップ関係者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 当該パートナーシップ関係者の双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 当該パートナーシップ関係者が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者の関係にないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

（宣誓）

第4条 宣誓をしようとする者は、自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書兼確認書（以下「宣誓書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、当該者が宣誓書を自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者がこれを代筆することができる。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 近親者等とファミリーシップの関係にあることを宣誓しようとする場合は、近親者等である事実が確認できる書類（以下「近親者等確認書類」という。）（宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者のうち市外に在住する者であって市内への転入を予定して

いるものは、その事実が確認できる書類を宣誓書に添付することにより前項第1号に掲げる書類の添付に代えることができる。この場合において、当該者は、市内への転入後速やかに同号に掲げる書類を提出しなければならない。

4 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、当該者に次の各号のいずれかの書類の提示又は当該書類の写しの提出を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書、登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(オンライン宣誓)

第4条の2 市長は、宣誓をしようとする者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による宣誓を希望する場合は、当該方法による宣誓をすることを認めることができる。

2 前条の規定は、前項に規定する方法による宣誓について準用する。この場合において同条第4項中「の提示又は当該書類の写しの提出」とあるのは、「の写しの提出」と読み替えるものとする。

(申告)

第4条の3 申告をしようとする者は、自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（以下「申告書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、当該者が申告書を自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者がこれを代筆することができる。

2 申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 転入前に交付を受けた宣誓証明書等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも申告の日前3月以内に発行されたものに限る。）

3 第4条第3項及び第4項並びに前条の規定は、申告について準用する。この場合において、第4条第3項中「宣誓をしようとする者」とあるのは「申告をしようとする者」と、「宣誓書」とあるのは「申告書」と、「前項第1号」とあるのは「第4

条の3第2項第2号」と、同条第4項及び前条第1項中「宣誓」とあるのは「申告」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条の3第3項において読み替えて準用する前項」と、「宣誓」とあるのは「申告」と、「同条第4項」とあるのは「前条第4項」と読み替えるものとする。

(通称の使用)

第5条 宣誓又は申告をしようとする者は、宣誓又は申告において、戸籍上の氏名(外国人にあつては、これに準ずるもの。以下「本名」という。)に代えて本名以外の呼称であつて本名に代わるものとして広く通用しているもの(以下「通称」という。)を使用することができる。

2 前項の規定による通称の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類の提示又は当該書類の写しの提出をしなければならない。

(宣誓証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項(第4条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による宣誓又は第4条の3第1項の規定による申告がされた場合において、当該宣誓又は申告をした者が第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード(以下「宣誓証明書等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による通称が使用されたときは、通称のほか、本名を宣誓証明書等に記載するものとする。

(近親者等に関する記載)

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であつて、ファミリーシップの関係にあり、宣誓証明書等に近親者等の氏名及び生年月日(以下「氏名等」という。)の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、宣誓証明書等に記載することができる。ただし、第4条第2項(第4条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、これらの書類の添付を省略することができる。

(1) 近親者等確認書類(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)

(2) 近親者等の記載に関する同意書（15歳以上の近親者等に限る。以下「同意書」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、宣誓証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条第1項に規定する宣誓書及び前項第2号に規定する同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。この場合において、当該近親者等が自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者がこれらの書類を代筆することができる。

（近親者等に関する記載の削除）

第8条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された宣誓証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した宣誓証明書等を交付するとともに、削除する前の宣誓証明書等の返還を受けるものとする。ただし、宣誓証明書等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は、当該宣誓証明書等の返還を要しない。

（宣誓証明書等の再交付）

第9条 第6条第1項の規定による交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損等の事情により宣誓証明書等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書証明書等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、宣誓証明書等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により再交付を受ける場合にあっては、再交付申請書に宣誓証明書等を添付しなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「宣誓をしようとする者」とあるのは、「第9条第1項に規定する宣誓者」と読み替えるものとする。

3 市長は、再交付申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、宣誓証明書等を再交付するものとする。

4 紛失により前項の規定による再交付を受けた宣誓者は、紛失した宣誓証明書等を

発見したときは、速やかに当該宣誓証明書等を市長に返還しなければならない。

（宣誓事項の変更）

第10条 宣誓者は、第4条（第4条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（以下「内容変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、宣誓証明書等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は、当該宣誓証明書等の添付を要しない。

(1) 宣誓証明書等

(2) 本名又は通称に変更が生じた場合にあっては、当該変更が生じた者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は日常生活において変更後の通称を使用していることが確認できる書類

(3) 住所に変更が生じた場合にあっては、当該変更が生じた者の転入後又は転居後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも前項の規定による提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

(4) ファミリーシップの関係に変更が生じた場合（新たに近親者等とファミリーシップの関係にあることを宣誓しようとする場合に限る。）にあっては、近親者等確認書類（宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）

3 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「宣誓をしようとする者」とあるのは、「第9条第1項に規定する宣誓者」と読み替えるものとする。

4 市長は、内容変更届（住所の変更に係るものを除く。）を受理したときは、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の宣誓証明書等を交付するものとする。

（宣誓証明書等の返還）

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（以下「返還届」という。）に宣誓証明書等を添付して市長に提出しなければならない。ただし、宣誓証明書等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は、当該宣誓証明書等の添付を要しない。

- (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップの関係を解消したとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 第3条第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき
(宣誓者が締結地方公共団体に転出し、当該締結地方公共団体の長に対してパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。)
- 2 市長は、宣誓者が締結地方公共団体へ転出し、当該締結地方公共団体の長に対してパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、宣誓証明書等が返還されたものとみなす。
- 3 宣誓者が第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に規定する場合には、当該宣誓者の宣誓証明書等は、その効力を有しないものとする。

(宣誓の無効)

第12条 市長は、宣誓者が提出書類への虚偽の事項の記載その他不正な方法により宣誓証明書等の交付を受けたことが判明したとき又は宣誓証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓を無効とし、宣誓証明書等の返還を求めるものとする。

(宣誓証明書等の交付番号の公表)

第13条 市長は、前2条の場合において、必要があると認めるときは、当該宣誓証明書等の交付番号を公表することができる。

(宣誓書又は申告書の保存)

第14条 市長は、宣誓書又は申告書を受領後30年間保存するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に係る宣誓書又は申告書にあっては、当該各号に定める日から5年間保存するものとする。

- (1) 第11条第3項の規定により効力を有しないものとされた場合 当該効力を有しないものとされた日
- (2) 第12条の規定により無効とした場合 当該無効とした日

(広報啓発活動)

第15条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップに係る宣誓の制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、広報啓発活動に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の東海市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱の規定により交付されている宣誓証明書等は、改正後の東海市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱の規定により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。